# 堺市英語教育に関する人材派遣業務　仕様書

## １　業務の名称

堺市英語教育に関する人材派遣業務

## ２　業務目的

（１）　堺市立小学校（以下「小学校」という。）において、外国語活動や外国語科の授業等をとおして、学級担任等（Ｔ１）とともに言語や文化について体験的な理解を深め、英語で自分の考えや気持ちを伝え合う活動を通して、コミュニケーションを図る素地及び基礎となる資質・能力を養うために、ネイティブ・スピーカー（以下「ＮＳ」という。）（Ｔ２）を派遣する。

（２）　堺市立中学校（以下「中学校」という。）において、英語科教員等（Ｔ１）とともに生徒の言語や文化に対する理解を深め、簡単な情報や考えなどを理解し表現し伝え合うコミュニケーションを図る資質・能力を養うために、ＮＳ（Ｔ２）を派遣する。

（３）堺市立小中一貫校（以下「一貫校」という。）において、小・中学校の接続を重視し、９年間の学びの連続性をいかした英語教育を推進し、児童生徒が早期より英語に慣れ親しみ、英語でコミュニケーションを図る資質・能力を一体的に育成する。

## ３　履行場所

堺市立小学校 92 校、堺市立中学校 43 校　計 135 校（一貫校を２校含む）

※ただし、以下の各校から要望があった場合にも、上記履行場所における業務の一部を振り替えて履行することができるものとする。

・堺市立殿馬場中学校夜間学級

・堺市立支援学校３校（分校１校含む）

## ４　契約形態

本業務は、派遣契約によるものとする。

## ５　派遣人数

37 人以上

## ６　契約期間

契約締結日～令和 10 年３月 24 日（金）までとする。

## ７　派遣期間及び派遣日数

（１）派遣期間

学校休業日を除く、令和９年４月 12 日（月）から令和 10 年３月 24 日（金）とする。ただし、堺市教育委員会事務局（以下「教育委員会」という。）が特に認める日はこの限りではない。

（２）就業日及び派遣日数

・原則派遣期間内の月曜日から金曜日までとする。

・各校への派遣日数は別表のとおりとする。

（３）配置時間及び派遣日

・配置時間は原則午前８時 20 分～午後４時５分（うち 45 分は休憩時間、実労働時間７時間）とする。（殿馬場中学校夜間学級で業務を行う際は、配置時間を午後０時 50 分～午後８時 35 分に変更して実施する。）

・業務の必要性により、各ＮＳにつき、各学校で期間中上限２日の範囲内で、就業日と休業日を振替えて業務を要請する場合がある。なお、振替の日程調整については派遣元が行う。

・業務の必要性により、各ＮＳにつき、各月及び各学校で、それぞれ上限４日の範囲内で、派遣先校長が配置時間を午前９時 15 分～午後５時に変更することを要請する場合がある。

・業務日や業務時間等に変更がある場合には、その都度、事前に派遣先の校長が派遣元に通知する。

・配置時間及び派遣日の変更実施分についての経費は、その他の経費と区分して計上すること。

## ８　業務内容

ＮＳは、教育委員会及び派遣先の校長の指示に従い、当該派遣先教員の指導のもと、次に掲げる業務に従事する。一貫校へ派遣されたＮＳは、小学校では小学校における業務内容、中学校では中学校における業務内容を行う。その他、教育委員会からの指示や要請に応じて、必要な業務を行う。

（１）小学校、中学校（共通）

① 指導内容や指導方法について、教員との事前の打ち合わせを十分に行うこと。
② 学校の要請に応じ、指導方法等についての教員に対する助言等の支援を行うこと。
③ 総合的な学習の時間において、ＮＳの特性や特技を生かした取組及び支援を行うこと。
④ 英語教育に関連する学校行事等への参加及び支援を行うこと。
⑤ 派遣先の小学校と中学校の交流授業における指導補助を行うこと。
⑥ 夏季休業中、「堺市イングリッシュ・フェスタ」の企画運営を行うこと。
⑦ 学校の要請に応じ、英語教育推進のための校内環境整備への参加及び支援を行うこと。
⑧ 業務内容に付帯する業務及び関連業務を行うこと。

（２）小学校

①　教員と協力しながら効果的なティーム・ティーチングを行うこと。
②　外国語活動、外国語科の授業に関連する教材作成業務等を行うこと。
③　外国語科において、パフォーマンステスト等の評価補助業務を行うこと。

（3）中学校

① 英語の授業における教員と協力した効果的なティーム・ティーチング、個別指導及び少人数指導を行うこと。

② 英語科の授業に関連する教材作成業務等を行うこと。

③ パフォーマンステストの評価補助業務を行うこと。

④ 学校の要請に応じ、堺市中学校英語暗唱大会（令和９年９月予定）及び堺バークレー英語スピーチコンテスト（令和９年 10 月予定）の指導を行うこと。

（4）その他

① 教育委員会の要請に応じ、堺市中学校英語暗唱大会の審査（令和９年９月予定）を行うこと（１人程度)。

② 教育委員会の指示による教材作成の補助を行うこと。

③ 教育委員会の主催する指導方法等の研修会へ参加すること。

## ９　委員会による研修及び説明会

ＮＳは、教育委員会が実施する以下の研修及び説明会に参加し、業務に活用しなければならない。

| 研修及び説明会 | 実施予定日 |
|---|---|
| 事前研修（２時間) | 令和９年４月５日（月） |
| 説明会 | 令和９年４月９日（金） |
| 派遣後に伴う研修（３時間） | 令和９年８月 20 日（金）予定 |

・研修については、別途就業日を設定する。

## 10　研修及び説明会の参加

・派遣元は、堺市に勤務するＮＳを令和９年４月５日（月）に開催するＮＳの派遣前研修に必ず参加させること。

・派遣元は、令和９年４月９日（金）に、教育委員会が指定する場所（令和９年３月末日までに教育委員会が指定）において、業務内容について、派遣先の教員を対象とする説明会に参画すること。また、本説明会に係る説明会資料を委員会が指定する期日までに提出し、承認を得ること。

・体調不良等で、事前研修・説明会・派遣後に伴う研修に参画できない場合は、派遣元はＮＳのサポートや欠勤時の対応、授業での効果的なティーム・ティーチング等についての説明動画を作成し別日で必ず実施すること。実施後は、ＮＳにレポートを作成させ教育委員会に提出すること。説明内容及び期日等については教育委員会の指示に従うこと。

## １１　ＮＳに係る要件

派遣元は、ＮＳの選任にあたって、次の各号に掲げる資格要件を満たす適任者を選定し、原則として、単一の小学校及び中学校について契約期間中を通じて同一ＮＳを派遣すること。

① 英語を母語とする者または英語を母語とする者と同等の英語力を有する者であって、英語を母語とする国の大学又は短大卒業資格を持つものであり、次に掲げる条件のいずれかを満たしていること。

ア　母国での教員免許を有していること。

イ　TESOL、TEFL 資格のいずれかを有していること。

ウ　日本国内の小学校、中学校又は高等学校において、１年以上の英語の指導経験を有し、かつその実施学校及び所管教育委員会からの評価が高いこと。

エ　小学生、中学生又は高校生の集団を対象とした英語の指導実績が１年以上あり、優れた指導力を有していると、派遣元の責任において評価されるものであること。

② 小学校学習指導要領「外国語活動」、「外国語」、中学校学習指導要領「外国語」の目標を理解し、積極的に児童生徒とともに活動することに意欲があり、英語による体験的な活動を工夫できること。教室での指導に適した明瞭な英語の発音、発声ができること。指導内容や方法について、教員とコミュニケーションがとれる程度の日本語力を有していること。

③ 日本で業務に就くために有効な査証を所持し、契約期間中、就業可能な在留資格が継続されること。

④ 派遣された学校において良好な人間関係を構築し、担当教員の指導のもと、児童・生徒の発達段階に応じた指導ができ、学習意欲や学力の向上を図ることができること。

⑤ 日本国内外で犯罪歴がないこと。

## １２　ＮＳに関する留意事項

（１）ＮＳの服務

ＮＳは、次の各号の事項を遵守しなければならない。

① 教育委員会及び学校の信用を失墜するような行為をしないこと。また、学校管理運営上支障が生じる行為をしないこと。

② 業務遂行中、宗教活動又は政治活動を行わないこと。

③ 個人情報の取扱いに留意し、業務遂行上知り得た秘密を漏洩、毀損、喪失しないこと。また、その職を退いた後も同様とする。

④ 業務の遂行にあたって、いかなる体罰も行わないこと。

⑤ 児童生徒及び教職員との関わりにおいて、誤解や不快感を与える可能性のある言動や身体的接触を避けること。文化的背景の違いを踏まえつつ、教育現場における適切な距離感と配慮を常に意識し、信頼関係を損なう行為をしないこと。

⑥ 児童生徒と連絡先の交換、ＳＮＳ等でのやりとりをしないこと。

⑦ ＮＳの母国での慣習等により、タトゥーを入れている場合であっても、派遣先の児童生徒には見せないこと。

⑧ 学校に赴く場合は、徒歩及び公共交通機関を利用し、やむを得ず徒歩及び公共交通機関以外の手段を利用しなければならないときは、派遣元が派遣先校長から必ず承認を得ること。

⑨ その他派遣先校長の指示に従い、学校教育に携わる者としてふさわしい態度をとること。

（2）是正措置

・派遣元は、ＮＳが、勤務することができない事情等が生じた場合は、速やかに派遣先校長及び教育委員会に報告するとともに、配置日程の変更、もしくは代替講師の派遣等、管理上所要の措置をとること。

・派遣元は、ＮＳの勤怠について欠勤・遅刻・早退の有無にかかわらず９時から９時 30 分までに教育委員会へ勤怠の報告をすること。

・派遣元は、ＮＳが派遣先の校長の指揮命令に従わないとき、または、著しく業務に不適応と教育委員会が判断したときは、教育委員会と協議の上、当該ＮＳに対し是正を求めなければならない。

・教育委員会は、前号の規定にも関わらず、当該ＮＳが是正しないとき、又は是正される見込みがないと認めるときは、派遣元に対しＮＳの変更を要求することができる。

・教育委員会より派遣元にＮＳの変更要求があった場合には、速やかに対応すること。

・就業日にＮＳが出勤しないときその他業務遂行に支障のあるときは、派遣先の校長は、教育委員会を通じて派遣元に通知するものとする。

（3）その他の留意事項

・派遣元は、本業務の遂行にあたっては、労働者派遣法、出入国管理及び難民認定法、その他の関係法令を遵守し、ＮＳに対し雇用主としての責任をすべて果たすとともに、適切な教育指導と指揮監督に努めること。

・契約後、派遣元は、派遣期間の開始段階から確実に業務の履行ができるよう、ＮＳの名簿（出身国名・指導経験年数及び資格等含む）を令和９年３月上旬までにエクセル形式のデータで教育委員会へ提出し、事前の配置日の決定を含め学校との連絡調整やＮＳの教育などの事前準備を十分に行い、学校運営が円滑に行われるよう対応すること。

・派遣元は、ＮＳが選任された時点で、名前、性別、無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別、及び社会保険、雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無（無しの場合はその具体的な理由も）が記載された「派遣先・派遣元管理台帳　兼　通知書」を令和９年４月末日までに教育委員会に提出すること。

・派遣元は、ＮＳを選任し、各学校宛のＮＳの名前、性別、国籍を記載した「ＮＳ決定通知書」を A4 判で作成し、令和９年３月 19 日（金）までに教育委員会に提出すること。

・派遣元は、配置開始日までに、教育委員会保管用のＮＳを確認できる確認用プロフィール（顔写真含む）をカラー印刷 A4 判で作成し、教育委員会へ提出すること。

・派遣元は、学校の状況、個別事業、その他派遣事業の履行上必要な事項に関して学校と打合せを行う必要がある事項については、事前に学校と十分打ち合わせを行い、授業及び学校行事に支障のないようにすること。

・派遣元は、全てのＮＳにあらかじめ胸部レントゲン撮影等健康診断を実施のうえ、医療機関の診断書において健康であることを確認すること。

・派遣元は、その負担と責任において、ＮＳが基本的人権について正しい認識を持ち、適切に業務を遂行できるよう、ＮＳに対して次に掲げる研修を実施しなければならない。

１　こども性暴力防止法の趣旨及び内容に関する研修（派遣開始前まで）

２　ＮＳとしての指導力の向上を目的とする研修（派遣開始前及び年間を通して）

３　人権啓発及びこども理解に関する研修（派遣開始前及び年間を通して）

派遣元は、これらの研修の実施に先立ち、研修の目的、内容、実施時期、実施方法、講師及び対象者等を記載した研修実施計画書を作成し、教育委員会に提出すること。また、研修実施後は、実施内容、実施日時、受講者及び実施結果等を記載した研修実施報告書を、教育委員会に提出すること。

・本業務の成果については、全て教育委員会にその権利が帰属するものとする。

・派遣元は、本市専属の担当メインコーディネーター及びサブコーディネーターを配置し、業務全般について、誠意と責任をもって遂行すること。また、学期に１回ＮＳの授業訪問を行い、管理職及び担当教員に授業の様子を聞くこと。

・年間２回（1 学期末及び年度末)、教育委員会とアンケート項目は協議の元、学校に対し学校管理職及び担当教員対象のアンケート調査を行い、結果を集約し、教育委員会へ共有すること。

・派遣元は本市が採択している下記の教材及び教科書をＮＳに配付し、学校に持参させること。

小学校３年～４年　Let’s Try!１・２
小学校５年～６年　Here We Go!５・６
中学校１年～３年　New Horizon English Course１・２・３

（４）就業管理及び検査

・派遣先の校長は、派遣されたＮＳの月毎の就業状況等を記録し、管理台帳に保存する。

・派遣元は、校長等の印が押されたＮＳの就業状況が確認できるタイムシートを月毎に作成し、教育委員会に対して業務完了届を提出する。

・派遣先の校長は、就業状況に相違がないか確認のうえ、教育委員会にタイムシートの写しを提出する。

・教育委員会は、タイムシートの受理後、業務の遂行を確認するための検査を行い、派遣元は検査に合格したときは、請求書を教育委員会に提出し、派遣料金の支払を請求する。

（５）費用

派遣業務に係るすべての経費（ＮＳの健康管理に係る経費・通勤及び出張に係る経費等一切を含む）は、派遣元の負担とする。

## 13　派遣元の責務

派遣元は次の各号の項目を全うしなければならない。

① 派遣元は、法令を遵守しなければならない。

② 派遣元は、教育委員会及び派遣先の信用を失墜するような行為をしてはならない。

③ 派遣元は、業務の遂行に際して、宗教活動または政治活動を行ってはならない。

④ 派遣元は、業務中に知り得た情報についての守秘義務を負う。また、本契約終了後においても同様とする。

⑤ 派遣元は、業務に対し学校教育にふさわしい態度で臨み、また学校管理運営上支障が生じる行為を行ってはならない。

⑥ 派遣元及びＮＳの故意または過失により第三者及び学校の建物及び備品等に損害が生じた場合は、派遣元の責務として速やかに原状回復し、損害が生じた場合は賠償義務を負う。

⑦ 教育委員会は、ＮＳに服装、児童、生徒及び教職員等への言葉遣いや対応等について問題

がある場合は、派遣元に対し、改善を求めることができる。派遣元は、この改善要求に速やかに対応すること。

## 14　不測の事態が生じた場合の対応

・派遣元は、緊急時の連絡・対応の迅速性を図るための体制をあらかじめ教育委員会に報告すること。
・派遣元は、不測の事態が生じた場合、直ちに教育委員会に報告し、協議のうえ対処すること。また、緊急時においては速やかに対応すること。
・派遣元は、不測の事態が生じた場合にも、授業に支障をきたさないようにすること。

## 15　契約代金の支払いにかかる事項

・派遣料金の支払いは、１時間単価に当該月のＮＳの延べ就業時間を乗じた額を、請求を受け支払う。
・教育委員会と就業状況確認の上、請求書・業務完了届を就業月の翌月 25 日をめどに提出すること。

## 16 暴力団等の排除について

（１）入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

② これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

（２）再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

（３）誓約書の提出について

① 受注者は、堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

② 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。

③ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

（４）不当介入に対する措置

① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。

② 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直

ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

③　本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

④　本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

## １７　その他

仕様書に定めのないもの、その他、業務の実施について疑義が生じた場合は、その都度、教育委員会と派遣元双方で協議のうえ決定するものとする。